

2004年5月19日

藤沢市長 山本 捷雄 様

藤沢市個人情報保護審査会
会長 青柳 義朗

住民基本台帳に関わる個人情報6情報に係る外部提供の中止請求に対する拒否決定処分への異議申立てについて（答申）

2003年9月19日付けで諮問された住民基本台帳に関わる個人情報6情報に係る外部提供の中止請求に対する拒否決定処分への異議申立てについて、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

2003年答申第8号乃至第11号の結論と同様である。

もっとも、藤沢市長（以下「実施機関」という。）が住民基本台帳ネットワークシステムによる外部提供を中止し、既に神奈川県、（財）地方自治情報センターへ送信しデータベースに記録された情報の抹消をするように努めなかったとしてもそれは裁量の範囲であるといえる。

しかし、この場合でも、個人情報漏えいの危険性を否定できない限り、実施機関は、住民基本台帳ネットワークシステムの安全性やその対策について、十分な説明等を施して、市民のプライバシー侵害への不安を払拭できるよう、具体的な施策を示すべきである。

第2 本件諮問までの経過

- (1) 異議申立人は、2003年8月7日、実施機関に対し藤沢市個人情報保護条例（昭和62年藤沢市条例第5号。以下「条例」という。）第15条の規定により、異議申立人に係る「住民基本台帳にかかわる個人情報6情報」の外部提供の中止の請求をした。
- (2) 実施機関は、2003年8月21日付けで条例第9条第2項第2号及び同項第4号の規定により請求を拒否した。
- (3) 異議申立人は、同年8月28日、実施機関に対し「住民基本台帳に関わる個人情報6情報」の外部提供中止の拒否決定処分の取消しを求める異議申立てをした。
- (4) 実施機関は、同年9月19日付けで、藤沢市個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対し本件異議申立てについて諮問した。

第3 異議申立人の主張要旨

- (1) 住民基本台帳法の一部を改正する法律（以下「改正住民基本台帳法」という。）に基づく住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」という。）により、個人情報6情報（①氏名，②生年月日，③性別，④住所，⑤住民票コード，⑥変更情報（①から⑤に係る異動事由，異動年月日。以下これらを「本人確認情報」という。）を実施機関が都道府県知事に通知することにつき，条例第15条に基づき，外部提供の中止を求める。
- (2) 2003年審査会答申第10号の答申の趣旨にも合致せず，また個人情報が12の情報に拡大された現在，拒否処分は違法不当である。

第4 実施機関の主張要旨

改正住民基本台帳法第30条の5第1項及び第2項において，本人確認情報の都道府県知事への通知及び本人確認情報を電気通信回線を通じて都道府県知事の使用に係る電子計算機に送信することが義務づけられている。

また，2002年4月22日付けで改正住民基本台帳法に基づく，住民基本台帳業務における個人情報データを外部提供すること及び外部提供することに伴う本人通知の省略並びにオンライン結合について，条例第9条第2項，第3項及び第11条の規定に基づき，藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問し，同年5月9日に，それぞれ「外部提供の必要性を認める。」，「本人に通知しないことの合理的理由があると認める。」，「コンピュータ利用を認める。」との答申を受けたものであり，条例第9条第2項第4号にある審議会の意見を聴いて，外部提供が必要であるとしたものである。

第5 審査会の調査方法

- (1) 2003年10月31日，異議申立人から事情聴取したところ，異議申立人は，答申第8号乃至第11号（以下「答申」という。）に論点は尽くされていると述べさらに守秘義務の点で不安であること，アクセスログの開示がないこと，正しい情報が送信されているのか疑問であること，市民の意見を聴取する機会がなかったこと，12情報への利用場面への拡大が不安であることなどを述べた。
- (2) 同日及び2004年2月25日，実施機関所管課からも答申後の住基ネット及び実施機関の動きについて聴取した。

第6 審査会の調査結果

- (1) 本件は，異議申立人の述べるとおり，2003年7月31日に審査会が結論を出した答申と同様である。
答申から外部提供中止の申立てまで7日間しか経過しておらず，当審査会の結論は，基本的に答申と異なるところはない。
- (2) しかし，調査結果のとおり，答申を受けた後，その後の事情の変化により，答申

の結論を異にすることがあるのかについて、検討した。

(3) 答申の結論は、「実施機関は、住民基本台帳法第30条の5第1項及び第2項に基づく、本人確認情報の外部提供を条例第9条第2項第4号の手続を経て実施しており、手続上の瑕疵は存しない。」とあるように、手続的には実施機関の主張要旨と同様である。

(4) 答申は、その結論の中で「個人情報の漏えいの危険性が否定しきれない状況である以上、これを危惧する市民が、住基ネットによる便益を受けることより自らのプライバシーを守ることを選択して、外部提供の中止を求めることは、憲法第13条により、条例第15条に基づく権利として認められると解される。」とした。

従って、答申後に個人情報の漏えいの危険性を否定できない状況が払拭されたかどうかを検証する必要がある。

①実施機関の動き

所管課から聴取した実施機関の動きは、以下のとおりである。

ア 2003年8月25日、第二次稼働となり住基カードが1枚500円の有料で交付された。2004年2月23日現在、交付枚数は597枚である（なお、本市の人口は約39万人である）。

イ 同日現在、広域交付は、他市からの申請が100件、他市への申請が84件であった。

ウ 同様に、住基カードでの他市からの転入が3件、他市への転出が1件に留まっている。

エ 実施機関の答申後の動きとしては、総務省市町村課に協議の申し入れをし、2003年8月19日片山総務大臣と住基ネットの安全性、住基ネットの選択制について協議した。その結果、ほかの市町村から個人情報漏れる危険がないかなどの安全性については問題はない。選択制は違法であり、横浜市の場合は全員参加を前提としており、現在は違法状態であるとの回答を得た。

②条例改正について

藤沢市は、2003年9月10日藤沢市個人情報保護条例改正案が市議会で可決され、市や市の機関の職員に加え、業務委託先の社員などが、守秘義務に違反して秘密に属する事項が含まれた情報をフロッピー等の媒体に複写をして、正当な理由がなく提供したような場合に、2年以下の懲役や100万円以下の罰金を科すことなどを定め、市職員や委託先を対象に罰則規定を明文化し、本年1月1日から施行した。

③住基ネットにおける本人確認情報提供状況の開示について

住基ネットに保存している本人確認情報をどの行政機関が利用したのか、住民の請求があれば都道府県知事が開示する制度（アクセスログの開示）については、総務省は協議会を設置して開示の方向で準備が進められ、2004年2月から準備の整った自治体から開示する。開示項目は氏名ほか3情報、住民票コード、それらの変更情報の提供先、提供年月日、利用目的を表として打ち出せるシステムで、都道府県知事に請求することにより開示できるものである。なお、神奈川県では今年2月2日から本人確認情報の提供・利用状況の開示請求の受付を開始した。

④住基ネット侵入実験について

ア 総務省は、2003年10月住基ネットに対するペネトレーションテストを実施し、住基ネット－CS間のファイアウォール、CS－庁内LAN間のファイアウォール攻略のあらゆる手段を試みたが成功しなかったこと、庁内LAN上のCS端末の権限奪取のためあらゆる攻撃を行ったが成功しなかったと発表した。ただし、この実験を行った米国の監査会社であるクロウ社は、「住基ネットの範囲内ではないが、庁内LANに対しても、チェックリストによる自己点検やセキュリティ監査を行うべきである。同様に、庁内LAN上のデータ送信における高度なセキュリティレベルを維持するための方策を実施すべきである。」と指摘している。

イ 長野県は、2003年12月同様のテストを実施し、インターネット経由の侵入はできなかったが、市町村庁内のLAN用ハブに接続した端末から、住基ネットの管理運用を行っている(財)地方自治情報センターのサーバーに侵入し、格納されている全国民の個人情報を検索閲覧できることを発表した。

ウ この結果に対して、総務省は、「指定情報処理機関の本人確認情報は全く問題ない。庁内LANの脆弱性を住基ネット本体の安全性の問題のように取り上げている。」と指摘している。

(5) 住基カードの不正取得

本年2月、福岡県で別人が本人になりすまして住基カードを不正取得したことが発覚した。

総務省は、総務省令と住基カード交付に関する事務処理要領を改正して交付手続を厳格化することを決めた。

第7 審査会の判断理由

- (1) 答申後、実施機関は、総務大臣と会見をしたほか住基ネットに関して特に目立った動きはしていない。
- (2) 住基ネットの長所として、利便性があげられるが、住基カードの発行枚数は、2004年2月23日現在で597枚と少なく、広域交付等の利用状況も低いのは、市民が有するプライバシー侵害への不安が払拭しきれていないことも影響しているのではないかと思われる。
- (3) 長野県の実験に対して、国は、侵入されたのは市町村の庁内LANの問題であるというが、国であろうと市町村であろうとどこかで個人情報が自由に閲覧検索できてしまうことは、プライバシーに対する重大な侵害である。
従って、審査会は、前回の答申と結論を違えるものではない。
- (4) 条例改正による罰則の明文化は、プライバシー侵害への抑止力を有するし、また、住基ネットにおける本人確認情報提供状況の開示請求ができることは、情報の自己コントロール権に資するものといえる。
- (5) しかし、庁内LANからの侵入の可能性がある限り、個人情報の漏えいの危険性はあるから、実施機関は、たんに総務大臣と会見したに留まらず、住基ネットの安

全性やその対策について、十分な説明等施して、市民のプライバシー侵害への不安を払拭できるよう具体的な施策を示すべきである。

住基ネットにおける本人確認情報提供状況の開示請求ができることについても市民に対して充分周知されていないと思われる。

- (6) なお異議申立人は、住基ネットに収められる情報が12情報に拡大したというが、そのような事実は存しない。

以 上

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
2003. 9. 19	諮問
2003. 9. 24	審査会から市長に請求拒否理由説明書の提出要請
2003. 9. 25	市長から審査会へ請求拒否理由説明書の提出
2003. 9. 26	審査会から異議申立人に請求拒否理由説明書(写し)を送付し、説明書に対する意見書の提出を要請
2003. 10. 20	異議申立人から審査会へ意見書の提出
2003. 10. 20	審査会から市長へ異議申立人からの意見書(写し)を送付
2003. 10. 31	異議申立人及び実施機関の職員からの意見聴取
2003. 11. 26	審議
2003. 12. 24	審議
2004. 1. 28	審議
2004. 2. 25	実施機関職員から参考意見聴取
2004. 3. 17	審議
2004. 4. 13	審議
2004. 5. 19	答申

第9期藤沢市個人情報保護審査会委員名簿

(任期：2004年4月1日～2006年3月31日)

氏 名	役 職 名 等
◎青 柳 義 朗	公認会計士
大 淵 辰 雄	医師
小 澤 弘 子	藤沢市市民相談弁護士
○篠 崎 百合子	弁護士
田 中 則 仁	神奈川大学経営学部教授

◎会長 ○会長職務代理者

(敬称略、50音順)